

個人番号制度導入に伴うお知らせ

平成28年1月1日から、番号制度施行に伴い、市では、風しん予防接種助成金の申請の際に個人番号(マイナンバー)の記載が必要になりました。

つきましては、申請書等の届出の際に以下の持ち物が必要となりますのでご承知おきください。

【持ち物】 下記のうち、いずれかをお持ちください(個人番号・本人確認のため)

- ① 個人番号カード
- ② 通知カードと運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書
- ③ 個人番号の記載された住民票の写しと運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書

【代理人申請】 代理人による申請の場合は、下記の3つをお持ちください

- ① 委任状(表面に記入し提出)
- ② 代理人本人であることを確認する書類(代理人の個人番号カード(※表面)または運転免許証またはパスポート等の写真付き証明書)
- ③ 申請者本人の個人番号カードまたは通知カードまたは個人番号の記載された住民票写しなど本人の個人番号が確認できるもの

〈お問い合わせ先〉 京丹後市健康推進課 TEL:69-0350

委任状

風しん予防接種助成金の申請手続きを下記の代理人に委任します。

____年 ____月 ____日

申請者 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 _____

住所 _____

氏名 _____ (続柄)